
平成26年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第1日)

平成26年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成26年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第 2 号 町営路線の廃止、変更及び認定について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第 4 号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 5 号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 10 議案第 6 号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 11 議案第 7 号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 12 議案第 8 号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 13 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 10 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 11 号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 12 号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 13 号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成26年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成26年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告

- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第 2 号 町営路線の廃止、変更及び認定について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 25 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 25 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 25 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 25 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 平成 25 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 10 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 11 号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 12 号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 13 号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 26 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 26 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 26 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 26 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（13名）

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
13番 藤石 豊	14番 原野 敏彦
15番 三角 良人	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副町長	稻 永 張 美
教育長	平 松 秀 一	理 事 (地域振興課)	印 藤 勝 人
理 事 (公民館長)	安 川 敏 幸		
総務課長	今 泉 俊 裕	まちづくり課長	吉 松 良 徳
住民課長	合 屋 勝 秀	税務課長	櫻 木 幹 夫
健康福祉課長	畠 江 達 也	都市整備課長	安河内 久 人
上下水道課長	石 井 浩 二	子ども教育課長	稻 永 修 司
社会教育課長	川 津 政 文	出納課長	大 塚 信 夫
総務課参事	満 行 誠	監査委員	百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

本日は、3月3日桃の節句でございます。傍聴の方がお見えでございます。花を添えていただきまして、ありがとうございます。

ですが、三寒四温と申しまして、毎日の温度差が激しくございます、3月議会は長丁場になっております、議員各位、体調に十分留意され最終本会議を迎えると思います。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があつておあり、許可したいと思いますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、平成26年第1回須恵町議会定例会を開会します。

本日の会議を開く前に皆様に御報告いたします。

去る2月25日、長澤誠司議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、2月27日、議員辞職願を許可いたしましたので、御報告いたします。

また、今泉図書館長より、今定例会中の欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月25日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成26年第1回定例会の運営について協議、検討をいたしました。

今回、提出された案件は、議案が19件、町長諸報告及び閉会中の組合議会報告4件でございます。委員会付託については、議案第3号及び議案第14号から第19号を予算審査特別委員会に付託し、残りの案件については、各委員会に付託いたします、なお、議案第14号から議案第19号は、関連議案でございますので一括議題といたします。

会期は、本日3日より3月20日までの18日間といたします、中本会議は3月7日午前10時より行います、一般質問は3月10日午前9時より行います、また全員協議会を3月7日、中本会議終了後開催しますので、よろしくお願ひ申し上げます、現場視察については、3月4日午前9時30分より、3月11日は午前9時より行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、税務課及び住民課より、税条例改正について先決処分の申し出があつております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月20日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、第1回定例会の会期を本日から3月20日までの18日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、13番議員、14番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。平成26年の第1回定例会を招集いたしましたところ、全議員さん御出席のもとで議会開催、まことにありがとうございます。

今新聞で見ますと坐骨神経痛がはやっているという状況で、伝染病でもないのに何ではやつとするかなと思いますが、糟屋郡町長会7町のうちの3町長、坐骨神経痛で今悩んでおるところでございます。

それでは、26年第1回ということで若干町長報告も多いようでございますが、御理解いただきたいというふうに思っております。

これからの町づくりについて

それでは、まず最初に、これからの町づくりについてということで、所信を述べさせていただきたいというふうに思っております。

当町は、昭和30年代から40年代の、いわゆる石炭産業から石油エネルギーへの革命によりまして、主要産業でありました国鉄志免炭鉱が昭和39年、今から40年前になるわけですが、閉山をいたしました。

その結果、1年余りで須恵町の人口が1万9,000人から1万2,000人ということで、7,000人、まあ3分の1ぐらい大幅に人口が流出したわけでございまして、町の行政機能が麻痺するような打撃を受けたわけでございます。

しかしながら、時の町長でありました原田昇町長の5期20年間の卓越した行政手腕によりまして、城山団地、一番田団地、藤浦団地の開発によって人口の流入、あるいは新原工業団地、平原工業団地などの開発を行われまして、また、いち早く、炭鉱閉山によりまして、上水道事業にも着手されました、そして、町立幼稚園3園と町立保育所3所をつくられたわけでございますが、

都市圏では、いち早く夜間照明つきの健康広場を建設されまして、社会教育の充実なども町に活力と活気を取り戻してきたというふうに思っております。

その流れを継承されまして、次代の田原利信町長は、この庁舎建設あるいはそこのＪＲ須恵中央駅の建設を初め道路網の整備あるいは公共施設の充実を図られ、町民の幸せは健康からを目標に、医療対策として健康づくりに取り組むために全国初の健康課を創設し、須恵町の行政に独自性をもたらされまして、現在も脈々とその精神が受け継がれております。

そして、私の先代であります吉松昭幸町長は、有機農業を基盤に据えた、特に、食を中心とした健康づくり行政を継承しつつ、須恵町の悲願であった福岡市への大動脈であります「県道志免・須恵線」を開通させ、さらには西地区の念願の文教施設として須恵第三小学校建設を行い、須恵町初の文教地区を整備されました、さらに、文化の殿堂として文化会館アザレアホール建設と当時の3大事業を成し遂げられました。

私は、幸いにも先代3町長の方々の事業を目の当たりにいたしまして、微力ながら各種事業に携わることができましたことを誇りとして、私の町づくりの基盤となっていることは、衆目の一一致するところではないかと思っております。

間もなく私は、3期12年の任期を終え、新たな挑戦のときを迎えておりますが、就任当初からの町づくりに対する熱意と情熱は、今も消えることなく持ち続けております。

その基本は、先達の須恵町に対する限りない思いと愛情を継承することでありまして、「安全」「安心」の町づくりに邁進することあります。

しかしながら、昭和40年代から町づくりを牽引してきた先輩たちや若者たちが、既に70歳代、60歳代を迎えており、次世代を担う町づくりを継承しなければならない時期がすぐそこまでに迫っておるのも事実であります。

これまでの須恵町が進めてきた町づくりは、他の自治体の模範となりコミュニティという形で全国で花開いております。

ところが、この須恵町の町づくりの理念が、現在の30歳代や40歳代の町民の方々に継承されているかと不安を感じずにはいられないところであります。

そこで、各階層の町民の方々と今までの町づくりについて、また、これからどのような町にしたいのかの語り合う、仮の名前でございますが、「町づくり懇話会」的な会を組織いたしまして、町議会の皆さん、学生の皆さん、それから町内企業関係者、商工会、高齢者の方々、各年代の女性の方々や教育関係者、各種団体加入者等、一般社会人の方々も含め、さらには新たに須恵町民になられた方々を含め、そして行政関係者から希望者を募り、ともに語り、ともに夢を共有し、須恵町の未来づくりのシステムを構築したいと考えております。

具体的には、まず役場職員に希望者を募りまして、どのような形で懇話会を組織するのかや、

懇話会の方法などを、業務終了後、ボランティアで準備していきたいと考えております。

この行政内組織は、職責を超えて組織いたしまして、管理職の発言が極端に重くならないよう に、また若い職員の柔軟な発想や行動力を思いっきり發揮できるようにしたいと考えております。

その後、「懇話会の方法」が決定されれば、広く公募を行い、あらゆる階層の方々が参加できるように、休日等昼間を生かし開催していきたいと考えております。

ここで申し添えておきますが、現在の校区コミュニティを否定するものではなく、ボランティア派遣事業から教育支援コミュニティへ、そして、町づくり、いわゆる自治コミュニティと変換してまいったわけでございますが、さらには暮らしに密着したコミュニティへ進展、発展させるためのステップとして「須恵町民自らが夢を描ける町づくり」のために懇話会が必要だと考えております。

これから町づくりは、須恵町民が須恵町民であることを誇りに思い、住んでよかったと実感できる町づくりでありまして、次世代へ誇りを持って継承できる町でなければならないと思っております。

そのためには、町民の方々がみずから主体者となり、生活に密着した分野をよりスピーディーに、そして、きめ細やかに、安心で利便性豊かな住民サービスを提供していくコミュニティづくりを、町民の皆様とともに取り上げていくことが重要であると考えております。

まず、これから4年間を目指として、実施可能な町づくり計画が実現できるよう精力的に、取り組んでまいりたいと思っております。

東部地域防災センター（仮称）の整備について

次に、東部地域防災センターの整備についてでございます、これは、仮の名前でございますが、東部地域防災センターの建設、整備について御報告を申し上げます。

国地方公共団体は、平成26年度以降も引き続き喫緊の課題として、まず防災・減災対策に取り組み、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強い町づくりが求められております。

このたび、佐谷地区においてモデル事業として取り組まれております、自主防災組織の拠点として、佐谷地区の農業集落排水の汚水処理場、いわゆる「上の原アクアセンター」を改修し、アクアセンターは平成8年3月に供用開始されました、佐谷区上の原、古の添、田床、一ノ瀬地区の一部地域の、農業集落排水事業の処理施設として稼働してきたものでございますが、近年、この地域は、個人住宅あるいは共同住宅などの増加が著しく、アクアセンターの処理能力を超えるおそれがあるために、今月末をもって流域の公共下水道に接続することとなりまして、アクアセンターもその役目を終えることとなつたわけでございます。

このアクアセンターの建設費は、農林水産省及び県の補助を受けておりまして、財産の処分制限期間が平成36年末までございまして、残存期間が10年余り残っており、施設の残存価格

は、平成26年3月末時点で5,280万円で、この額に相当する国庫補助金、県補助金を合わせると3,000万円余りを、返還する必要があるわけでございますが、九州農政局あるいは県とかけ合いまして、施設を公共の用に供することで補助金の返還を全額免除されることとなりましたので、このたび事業費2,300万円で防災センターとして改修、整備することいたしました、平成26年度当初予算に計上いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

工事の概要でございますが、現存の電気、機械の撤去費用として1,600万円、防災センターへの改造経費が700万円で、建物面積116.7平方メートル、防災会議室1室、資機材、それから非常食等を備蓄する倉庫が3室と考えておりますが、詳細につきましては、今後、工事施工までに詰めていく予定でございます。

この防災センターの完成によりまして、本施設が東部地域の防災拠点としての役割を担い、役場防災センターを中心の防災拠点として、西部地域の拠点としての飛越分団格納庫の裏の倉庫とあわせまして、全町的な防災体制の強化が図られることと期待いたしております。

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金の支給について

次に、「臨時福祉給付金」について御報告申し上げます。「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給について報告をいたします。

まず、「臨時福祉給付金」でございますが、4月からの消費税率の5%から8%への引き上げに際しまして、所得の低い方々へ与える負担の影響に鑑み、一体改革の中で講じる社会保障の充実のための措置とあわせ、適切な配慮を行うために、暫定的、臨時の措置として、給付措置が実施されるものであります。

給付対象者は、平成26年度分の市町村民税が課税されていない方が対象でございます、ただし、「御自身を扶養している方が課税されている場合」あるいは「生活保護制度の非保護者となっている場合」などは対象外となります。

給付額については、所得の少ない家計ほど、生活に必要不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえまして、消費税率の引き上げによる1年半分の食料費の支出額の増加分を参考に、給付対象者1人につきまして1万円とするものでございます。

また、今回の消費税率引き上げに加え、年金等の特例水準解消等を考慮し、給付対象者のうちから、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者などについては、5,000円が加算され、高齢者や子育て世帯への支援を充実させるものでございます。

申請手続につきましては、平成26年1月1日の基準日におきまして、住民登録されている市町村で行うこととなっておりまして、全国で2,400万人、本町では約1万2,000人が対象となる見込みでございます。

次に、「子育て世帯臨時特例給付金」でございますが、こちらにつきましても、消費税が引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時の給付措置として実施されるものであります。

児童手当の上乗せではなくて、「臨時福祉給付金」と類似の給付金としてこれと併給調整して支給されるものでございます。

支給対象者は、基準日であります平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者でありますと、その前年所得が児童手当の所得制限額に満たない者が基本とされておりますが、さきに申し上げました「臨時福祉給付金」の対象者及び生活保護者等は除かれるものであります。

対象児童数は、全国で1,271万人が見込まれておりますと、本町においては3,600人が対象となる見込みでございます。

給付額は、対象児童1人につき1万円でございます。

以上が、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の概要ですが、給付事務のスケジュールにつきましては、両方の給付金を同時進行で進めてまいりたいと考えております。4月に広報、ホームページによりまして、給付金のお知らせを掲載し、6月中旬に26年度分の市町村民税が確定いたしますので、同時期に申請書・同意書を発送し、申請受け付けを7月から行い、最初の給付を8月中旬に、2回目を9月初旬に行いまして、その後は随時対応していくたいと考えております。

なお、財源措置でございますが、両給付金の実施主体は市町村となっておりますが、その費用については、事務費、給付費ともに全額国庫補助となっております。

広報につきましては、国において厚生労働省ホームページ掲載及び専用ダイヤルの設置運用がなされておりまして、今後メディアを活用した広報が行われる予定でございます、町としても、これらに合わせ、ホームページ掲載、パンフレット作成等、給付金対象者の遺漏がないよう効果的な広報を実施する予定であります。

また、「給付金」を装った振り込め詐欺等の犯罪なども予測されます、市町村や厚生労働省が、現金自動支払い機、いわゆるATMの操作をお願いすることは絶対ありませんので、議員各位におかれましては、この事業に対する問い合わせ等もあろうかと思いますが、事業の周知、及び犯罪防止に御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

広域消費生活センター（仮称）の建設事業について

次に、広域消費生活センターの建設でございます。

本町の消費者行政につきましては、平成22年度より地方消費者行政活性化基金を活用いたしまして、消費生活問題の啓発活動に取り組んでまいりました。

しかし近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者は日常生活において事業者との間で商品やサービスの契約を行う中で、情報量や交渉力の格差によりトラブルが発生することがあります。また、振り込め詐欺や訪問販売などの悪質商法、多重債務の問題など大きな社会問題となっています。

本町におきましても、福岡県消費生活センターでの相談状況を見ますと、平成20年度から平成22年度までの3カ年間の平均で年間166件、粕屋中南部全体で1,313件の相談があつております。

このような中にありまして、粕屋中南部での広域消費生活センター運営の計画が進んでおります、計画では、志免町を中心に参加構成町による運営協議会を立ち上げまして、志免町に交番を併設した2階建ての消費生活センターを平成27年にオープンする予定でございます。

詳細につきましては、運営協議会で協議を行つてまいりますが、センターの組織としては、センター長1名、相談員2名、事務職員1名の4人体制で、業務としては月曜日から金曜日までの週5日、午前10時から午後4時まで、また定期的に各町に出張相談も行うということでございます。

建設資金につきましては、志免町が地方消費者行政活性化基金補助金を活用いたしまして、全額志免町の負担で、他の構成町については運営の人事費等の負担だけでいいということになっております。

現在、粕屋中南部では、志免町と宇美町が単独で相談業務を行つておますが、本町は平成26年度より志免町と協定を結びまして、相談業務を開設いたします。

その後は、篠栗、粕屋、宇美等もこの共同事業に乗るということでございまして、27年度からは、中南部が全ての町がこの運営にかかわるということでございます。

消費者問題は、専門的な知識が必要であり、迅速な対応が求められております。消費者が安全・安心な消費者生活を送れるよう、消費者を保護し、権利を守り、支援していくために将来にわたり、消費者行政の役割は重要であり、全力で取り組まなければならないと思っております。

また、広域化により、単独での実施に比べ、財政及び事務負担の軽減、地域被害情報の共有、問題啓発の取り組みなど機能の強化が期待できまして、組織体制及び相談体制の充実が図られるものと考えております。

住民サービスの観点からも、また全国的に見ても何らかの広域的な取り組みを実施されている自治体が多い現状を鑑み、本町としても前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

平成26年度一般会計予算について

次に、平成26年度の一般会計当初予算でございます。

平成26年度一般会計の歳入歳出当初予算の総額につきましては、79億1,000万円でご

ざいます、前年度当初予算に比較いたしますと、9,000万円の増額で、伸び率は1.2%でございます。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は2.8%の増であります。法人町民税につきましては3.4%の減でございますが、これは昨年度の過大計上が原因であります。固定資産税につきましては、25年度と同額を見込んでおります、町税全体といたしましては、2.4%の増、5,990万6,000円の增收を見込んでおるところでございます。

国家予算の2割を占めます地方交付税、昔は3割自治といいまして、3割は交付税で負担されておったんですが、三位一体の改革以降、これが2割ぐらいに負担率が下がってきたということございます。

「25年度の地方財政計画と同水準を確保することを基本」といたしました、国の地方財政対策が講じられておりすることから、22億3,800万円ほどを見込んでおりますが、当初予算ではそのうち、21億4,400万円を計上いたしております。

次に、国庫補助金につきましては、町道舗装改良工事あるいは橋梁長寿命化補修工事の財源といたしまして、社会资本整備総合交付金6,149万円を計上いたしております。

また、先ほど報告いたしました、4月から実施されます消費税率引き上げに際しましての所得の低い方、あるいは子育て世帯への影響緩和措置といたしまして「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の財源といたしまして、国庫補助金2億円を歳出にあわせて計上させていただいております。

町債につきましては、臨時財政対策費を4億6,000万円、社会资本整備総合交付金の補助裏分といたしまして、道路新設改良事業債を4,500万円計上いたしております。

なお、歳入歳出予算収支不足の財源措置といたしまして、財政調整基金から当初で4億1,000万円で対応いたしております。

次に、歳出でございますが、まず人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、25年度の退職者が11名、26年度4月採用職員は10人予定しております、全職員数は、前年度からの1人減の147人になります。

一般会計におきましては、平均年齢が42歳から40歳へ若くなりまして、平均給料月額は1人当たり5,073円下がっております。

次に、道路整備を初めといたします基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、国の社会资本整備総合交付金を活用しての、道路橋梁の改良補修事業におよそ2億7,000万円、交通安全施設事業におよそ1,200万円、東部地域防災センター建設工事に2,300万円を計上いたしまして、交通の安全の確保、あるいは地域防災、環境保全などの向上を図ってまいります。

また、26年度に計画しておりました第一小学校の校舎耐震補強事業につきましては、2月の国会で補助金が予算化されましたので、25年度の補正予算に計上した上で26年度へ繰り越しを予定いたしております。

最後に、繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、福岡県介護保険広域連合ほかへの繰出金が合わせて12億8,600万円を計上いたしております。

以上、平成26年度の一般会計当初予算の報告でございますが、皆様御承知のとおり、社会保障と税の一体改革として、来月から消費税率が5%から8%へ引き上げられるわけでございますが、とりわけ、経常経費が受ける負担を懸念しているわけでございますが、「不要」「不急」の予算は削減いたしまして、必要とされる施設や事業につきましては、本町の財政力が許す限り、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

広報すえの「新年のあいさつ」で、町民の皆様にお約束しておりますとおり、官民が協働し、町民一人一人が誇りと愛着を持って生きがいを実感できる、魅力ある町づくりに邁進してまいりますので、今後とも、議員各位を初め町民の皆様に御理解と御協力をいただきますとともに御指導、御鞭撻のほど、あわせてお願ひ申し上げます。

平成26年度国民健康保険特別会計予算について

次に、国民健康保険特別会計当初予算につきまして報告をいたします。

予算総額は、33億4,313万8,000円で、前年度当初予算と比較しまして、6,310万2,000円の増額でございます。以前は、いわゆる国家予算あるいは町予算の3分の1が医療費ということでいっておりましたので、それからすると79億1,000万円からしますと、大体26億円程度、それが33億円ですから、7億円ぐらい医療費も伸びてきているということになります、率にいたしまして1.9%の伸びと見込んでおります。

歳出の予算に対しまして、歳入の財源不足1億7,492万5,000円となっておりまして、一般会計繰出金で補填いたしております。

国民健康保険は、75歳以下の前期高齢者を多く抱え、医療費水準が高い、無職者・失業者・他の保険制度に加入しない労働者等の所得の低い方が多く、所得水準が低く他の被用者保険に比べまして、保険料負担が重いなどといった構造的な問題を抱えております。

国においては、平成29年度までに都道府県単位で国保運営を実現するために、平成22年に国民健康保険法が改正されまして、福岡県においても県単位の広域化を推進するための環境を、整備するために広域化等支援方針が策定されております。

一元的運用を図っていくためには、県内市町村間での保険税や収納率の格差、国保が抱える多額の赤字等といった課題があります。

現在、県内市町村間で最大1.55倍の格差がある保険税について、26年度は運営主体が県

に移管された場合の、標準的な保険税の試算及び市町村における影響分析が行われ、結果によつては保険税率の見直しが必要不可欠と思われますので、須恵町国民健康保険の財政安定化を図り、町民皆保険を堅持し、将来にわたり維持可能なものとしていくためにも、今後とも議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成26年度水道事業会計予算について

最後に、水道会計の予算でございますが、収益的収支予算は、収入額5億9,406万4,000円で、前年度比1.8%、金額にして1,073万7,000円の増でございます、消費税を5%から8%に変更して計上いたしております。

支出額につきましては、5億7,565万5,000円で、前年度比マイナス0.5%でございます、金額に直しまして、314万3,000円の減でございます、これは、原水及び浄水費の委託料及び材料費で、ろ過砂代の減によるものでございます。

26年度の収支は、1,980万9,000円程度の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算は、収入額1億6,550万円で、前年度比154.6%の増でございます、耐震補強及び緊急用連絡管に伴う企業債及び国庫補助金によるものでございます、支出額3億9,321万9,000円で、前年度比51.0%の増でございます、配水施設改良工事の増と補助事業による浄水施設耐震化工事及び、浄水場と第二浄水場を結ぶ緊急用連絡管の実施設計業務委託料を予算化いたしております。

不足する額2億2,771万9,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

水源の汚濁防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、耐震化工事を初めとする施設改良費を計上いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。

質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容だけを簡潔に御報告していただきますようお願いします。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） おはようございます、粕屋南部消防組合議会定例会が開催されまし

たので報告いたします。

去る2月10日、平成26年第1回定例会が開催されました、議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第1号専決処分の承認について、専決第3号です、次の事項について平成25年度12月12日付で専決処分したので報告し、議会の承認を求める。提案理由としまして、人事院勧告及び組合構成町の職員の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、当消防組合職員の給与月額等の改定を行うものです。全員賛成で可決しております。

議案第2号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改定する条例の制定について、粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を別案のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める、提案理由としまして、住宅用防災警報器が新たに検討対象機械器具に追加されたことに伴い、消防法施行令及び建築基準法施行令が改正されたため、火災予防条例の一部を改正するものです。全員賛成で可決しております。

議案第3号平成25年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）。

平成25年度粕屋南部消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,354万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,958万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

一時借入金、第3条、一時借入金の最高額から160万円を減額し、一時借入金の借り入れの最高額を1億1,980万円とする。全員賛成で可決しております。

議案第4号平成25年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,555万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による、全員賛成で可決しております。

議案第5号平成26年度粕屋南部消防組合一般会計予算。

平成26年度粕屋南部消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億5,949万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費、第2条、地方自治法第212条第1項の規定により、継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

地方債、第3条、地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は1億1,050万円と定める、全員賛成で可決しております。

議案第6号平成26年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算。

平成26年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,585万8,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は300万円とする、全員賛成で可決しております。

報告第1号専決処分の承認について。

地方自治法180条第1項の規定により、議会において指定されている可決事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、報告する。

1、法律上、組合の義務に反する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関するここと、ただし、組合が加入する損害賠償保険等により全額が補填されるものについては、1件100万円以内にする、これは、報告のみでした。

なお、議案書及び歳入歳出予算書は、議員控室に置いておりますので、御参照ください。

これで、消防議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、北筑昇華苑組合議会議員の報告を求めます。

7番、吉本實議員。

○議員（7番 吉本 實） おはようございます、では、北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

平成26年2月14日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

まず、第1号議案北筑昇華苑組合議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の制定については、法で定める補償の制度と均等を失しているものであってはならないと定められていることから、必要な措置を講じることができるようにするため、条例の全部を改正するものです、全員賛成で可決されました。

第2号議案北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の制定については、使用料及び管理に関する使用の措置を講じる必要が生じたことから、北筑昇華苑組合、公の施設の設置及び管理に関する条例を全部改正するもので、全員賛成で可決されました。

第3号議案は、北筑昇華苑組合行政財産使用料条例の制定についてで、これは行政財産の使用料について条例で定める必要が生じたもので、全員賛成で可決されました。

第4号議案は、北筑昇華苑組合公平委員会設置条例を廃止する条例の制定についてで、当組合含む1市7町8一部事務組合が糟屋郡公平委員会委員規約を定め、共同で公平委員会を設置していることから廃止するもので、全員賛成で可決されました。

第5号議案は平成25年度補正予算で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,034万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億3,801万8,000円となりました。決算見込みによる不用額等の減額によるもので、全員賛成で可決されました。

第6号議案は、平成26年度当初予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,449万2,000円と定めるものです、前年度と比べ、1億4,733万2,000円の増となっております。歳出の主なものとして、待合室増築工事請負費1億6,950万円などが計上されています、これも全員賛成で可決されました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議員の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

○議員（13番 藤石 豊） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月21日金曜日、平成26年第1回定例会が、クリーンパークの議場において開催されました、議事日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

まず、大牟田リサイクル発電事業につきましては、2月3日の大牟田リサイクル発電事業運営協議会におきまして、平成26年度年度事業計画、平成26年度から29年度と平成30年度以降34年度までの長期事業計画が決定され、平成26年度のRDF処理単価は、現在1万1,500円から、若干ではありますが300円値下がりし、1万1,200円で決定されたという報告がなされました。

続きまして、議案ですが、議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任についてでございます、これは、先ほど議長のほうから報告がありましたように、当議会の長澤議員の辞職によるもので、全員賛成により私、藤石豊が選任されました。

なお、余談でありますが、清掃議会を代表して監査委員の職責を全うしていきたいと思います。

議員各位の御理解と御指導賜りますようにお願い申し上げます。

続いて、議案第2号平成25年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算についてです。

歳入歳出予算から329万円を減額する補正予算で、主なものは、歳出におきましては、RDF施設の消耗品費及び燃料費の増額でございます、リサイクル施設の修繕料、委託料の減額で、歳入におきましては、構成町負担分担金を軽減するもので、須恵町の分担金は1,070万円減額の5億3,060万円となります、全員賛成で可決しております。

議案第3号平成26年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算についてでございます。失礼しました、一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を25億3,924万2,000円と定めるもので、前年対比1.31%の減で3,360万9,000円の減でございます、主なものとしては、稼働延長に向けた長期修繕計画に基づきRDF施設の機械設備の修繕費として、中央操作室制御操作の更新で3,500万円が計上されております、これも全員賛成で可決しております。

以上、報告を終わりますが、議案書及び予算書は、議員控室に置いておりますので、御参照ください。終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会の報告を求めます。

10番、三上政義議員。

○議員（10番 三上 政義） 議会報告をいたします。

平成25年糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会臨時会第1回の御報告をいたします。

平成25年12月26日午前10時より、財産組合庁舎におきまして臨時会が開催されました、会議は本日1日でございました。

選挙案第1号糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会の議長選挙についてでございます、選挙の結果、福岡市東区選出議員徳永正幸氏が当選されました。

選挙案第2号糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会の副議長選挙についてでございます、選挙の結果、粕屋町選出議員の八尋源治氏が当選されました。

議案第6号糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合監査委員の選任についてでございますが、財産組合監査委員の選任同意を求めるものでございまして、議長の指名により、須恵町選出議員の三上政義が選任されております、全員一致でございます。

議案第7号 平成25年度糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合一般会計補正予算（第2回）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額5,906万9,000円に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,356万9,000円とするものでございます、歳入で7款諸収入2項雜入補正額450万円は、電線架設対価でございます、歳出で3款事業費1項林業費

205万円、2項道路橋梁費250万円でございます、全員賛成で可決しております。

続きまして、平成26年2月26日に第1回の定例会が開催されました。

会期は本日1日でございます。

議案第1号平成25年度糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額6,356万9,000円に歳入歳出それぞれ0円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,356万9,000円とするものでございます、全員賛成で可決です。

議案第2号平成26年度糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,061万5,000円と定めるもので、歳入では生産物売り払い収入で間伐で1,090万円、歳出におきましては須恵ダム汚濁の汚濁対策の300万円が歳出されております、全員賛成で可決しております。

議案第3号糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合所有地を道路敷地として、篠栗町に寄附することについてでございます。

所在地、糟屋郡篠栗町大字篠栗冷水2728番地2の内のB部分、地目として山林597平方メートルでございます、全員賛成で可決しております。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で、糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。

質問はありませんか。——質問なしと認めます。

ここでお諮りします、暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます、よって、暫時休憩いたします。

開会を11時15分といたします。休憩に入れます。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第14号から議案第19号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御

異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第1号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます、稻永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稻永 修司） 議案書の1ページでございます。

議案第1号工事請負契約の変更について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、須恵南幼稚園給食室新設等工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,436万5,000円、請負者、福岡市博多区空港前5丁目5番5号、株式会社飯田工務店、代表取締役小山田義人、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証643万7,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成26年3月25日。

変更後でございますが、工事名、契約方法の変更はございません、請負金、6,668万5,500円、請負者、契約保証の方法、条件は変更ございません。

今回の変更の主なものは、排水管の流末の埋設の深さが約2,700ミリということで、掘削時の安全確保を必要とします、そのための土留工事の追加によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第2号 町営路線の廃止、変更及び認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） 議案第2号でございます。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第2号 町営路線の廃止、変更及び認定についてでございます、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙町営路線を廃止、変更及び認定したいので本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、県道志免・須恵線の供用開始により町営路線の廃止、変更及び認定の必要が生じたためでございます。

議案書3ページをお願いいたします。

路線の廃止でございます。図面番号1、路線番号1級19号、路線名一の浦・橋本線でございます。この路線は、県道及び町道に重複認定していたものを県道の供用開始により廃止するものでございます。

起点、終点は、旅石字一の浦38番1地先から旅石字橋本188番1地先、延長913.7メートル、最大・最小幅員につきましては、議案書記載のとおりでございます。

路線図を4ページに添付いたしております。

次に、路線の変更でございます、図面番号2、路線番号1級2号、路線名須恵・井尻線でございます、この路線は、須恵中央交差点からJA粕屋斎場前の交差点までを、県道及び町道に重複認定していたものが県道の供用開始により、終点を須恵スマートインターチェンジ上り線入り口に変更するものでございます。

起点、終点は、旧が旅石字佛の浦86番289地先から須恵字汐井掛802番1地先までを、新において、終点を旅石字一の浦904番3地先に延長1,122.8メートルを911.8メートルに、最大・最小幅員につきましては、議案書記載のとおりでございます。

路線図を5ページに添付いたしております、なお、赤の破線で示す箇所につきましては、県道と重複になります。

続きまして、議案書6ページでございます。

路線の新規認定でございます、図面番号3、路線番号その他499号、路線名一の浦線、起点、終点、旅石字赤坂43番1地先から旅石赤坂42番1地先まで、延長68.1メートル、最大・最小幅員につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この路線は、県道の供用開始により新規認定するものでございます。

路線図を7ページに添付いたしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます、よって、議案第2号町営路線の廃止、変更及び認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第3号 平成25年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第3号 平成25年度須恵町一般会計補正予算（第6号）ですが、地方自治法の規定により、平成25年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます、平成25年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,473万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,330万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の補正ですが、地方債の追加、変更は第2表地方債補正により、第3条、繰越明許費、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費により御説明をいたします。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正ですが、今回の補正は、年度末を控えて決算の見込み額により増減調整を行っております。

1款町税は、2項固定資産税については、1,100万円程度の減額でございますが、町税全体として7,326万2,000円程度増収を見込んでおります。

9款地方交付税は、普通交付税について12月補正までの留保額と国の補正予算に伴う増額分を計上し、特別交付税について2,000万円の増額を見込んでおります。

13款国庫支出金は、2項国庫補助金において、これも国の補正予算に伴う第一小学校の耐震化の補助金など2,232万3,000円の追加計上でございます。

15款財産収入2項財産売り払い収入で東幼稚園、かやの保育所跡地などの売却収入1億4,183万8,000円を増加計上しております。

17款繰入金については、財政調整基金の取り崩しの減額を2億1,700万円減額をいたします。20款町債については、第2表で説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

歳出ですが、全体を通して委託料、工事費の入札執行残、不用額の減額を行っております。

その他の主なものを申し上げますと、2款総務費1項総務管理費では、歳入の不動産売り払い収入の財政調整基金への積み立てなど1億4,210万円の追加計上、4項選舉費においては、町長、町議補欠選挙の費用を上げております。

3款民生費1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金など7,298万1,000円の追加、4款衛生費では、2項清掃費で清掃施設組合への負担金の減額2,411万2,000円の減でございます。

8款土木費5項下水道費において、公共下水道事業特別会計への繰出金の減3,559万9,000円でございます。

9款消防費については、柏屋南部消防組合への負担金の減額など922万6,000円の減、10款教育費については、2項小学校費で第一小学校6年生のロープジャンプ全国大会出場のための補助金や第一小学校校舎の耐震化工事など4,296万5,000円の追加でございます。

以上が主な歳出補正でございますが、ちなみに、今回の補正での基金の繰り入れ、積み立ての補正の結果、25年度末で財政調整基金、減債基金を合わせて27億2,100万円余りの基金残高を維持できる見込みで、24年度末に比べて1,040万円程度上積みができる予定でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正ですが、1、追加として、起債の目的、第一小学校校舎耐震補強事業債、限度額1,810万円。これは、国の補正予算に伴う第一小校舎の耐震補強工事に充当するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、変更で、起債借入額の確定により限度額の変更を行います。起債の目的、臨時財政対策債4億4,600万円を変更後は4億4,026万8,000円、第一学童保育所建設事業債5,400万円を変更後5,090万円、一般会計出資債380万円を340万円に、消防施設整備事業債1,980万円を1,450万円にそれぞれ減額するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費ですが、26年度に繰り越して使用できる経費として10款教育費2項小学校費、事業名、第一小学校校舎耐震補強事業費について金額4,335万4,000円の繰越明許の措置を行うものです。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第3号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます、よって、議案第3号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、報告します。

委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第8. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第4号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 別冊の補正予算書40ページをお願いいたします。

議案第4号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,466万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億8,231万7,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税は、1月末の収納額で決算見込みを立て、1,498万9,000円減額補正をいたしております。

2款1項手数料の補正につきましては、決算見込みによる補正でございます。

3款1項国庫負担金2項国庫補助金は、2月の国の変更申請に基づき補正をいたしております。

4款療養給付費交付金は、支払い基金からの通知により補正いたしております。

6款1項県負担金は、決定通知により、また、2項県補助金は、決算見込みにより減額の補正をいたしております。

7款共同事業交付金の補正は、決算見込みにより補正をいたしております。

8款1項他会計繰入金は、法定内繰入金の補正と25年度決算見込みにおいて、財源不足が見込まれております。今回、一般会計繰入金6,665万1,000円を補正いたしております。

次、42ページ、歳出でございます、1款1項総務管理費においては、電算システム改修委託料の補正、2款保険給付費の補正は、1項療養諸費、2項高額療養費において4月支払いまでの

医療費の見込みにより補正をいたしております。

5款1項老人保健拠出金については、通知により補正をいたしております。

7款共同事業拠出金は、各拠出金の確定による補正と8款1項特定健康診査等事業費の減額の補正は、決算見込みによる委託料の補正でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第4号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます、よって、議案第4号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第5号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 別冊補正予算書59ページをお願いいたします。

議案第5号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,039万8,000円とするものでございます、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。

次のページ、60ページでございます。

歳入につきましては、1款1項後期高齢者医療保険料484万4,000円の減額補正是決算見込みにより特徴と普通徴収保険料を補正いたしております、2款手数料は、決算見込みにより補正をいたしております、3款1項他会計繰入金は、広域連合事務費負担金及び人件費等事務費の決算見込みにより補正をいたしております。

次のページ、61ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正是、保険料の収納見込みと保険基盤安定繰入金を納付するもので、決算見込みで補正をいたしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます、よって、議案第5号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第6号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第6号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の11ページをお願いします。

議案第6号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の66ページをお願いします。

平成25年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,557万円1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,087万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。
67ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、主なものは1款1項負担金、補正額3,097万円は、受益者負担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額300万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス3,559万9,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

8款1項町債、補正額マイナス4,400万円は下水道事業債で、工事量の減に伴う減額補正でございます。

68ページをお願いします。

歳出。主なものは、1款1項総務管理費、補正額786万円は、委託料負担金補助及び交付金等の執行残で、1,571万6,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金2,357万

6,000円を計上し、これらを差し引きした補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス5,343万1,000円は、委託料、工事請負費、負担金等の落札残及び補償・補墳及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

69ページをお願いします。

第2表地方債補正。1、追加、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金大型補正分、限度額170万円、起債の方法、利率、償還の方法は、従前のとおりでございます。2、変更、起債の目的、下水道事業債多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,590万円を2,030万円に変更。これは、25年度流域下水道建設費の確定に伴います減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億8,570万円を2億4,560万円に変更。これは、町工事量と水道補償費の減及び落札残等による減額補正でございます。

起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第7号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の12ページをお願いします。

議案第7号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の78ページをお願いします。

平成25年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ341万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,555万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

79ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。主なものは、1款1項分担金補正額14万円は、受益者分担金を増額補正しております。
2款1項使用料補正額15万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス370万8,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

80ページをお願いします。

歳出、主なものは、2款1項農業集落排水事業費、補正額マイナス320万円は、事業費の決算見込み及び工事請負費委託料の執行残でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第8号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の13ページをお願いします。

議案第8号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の85ページをお願いします。

第1条、平成25年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入、第1款第1項営業収益、補正予定額マイナス200万円は、決算見込みにより水道使用料300万円を計上し、給水申込加入金500万円を減額し、これらを差し引きした補正

でございます、第2項営業外収益、補正予定額128万円は、雑収益の決算見込みでございます。

次に支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス904万8,000円、主なものは、原净費及び配給費の修繕費、材料費等の決算見込み及び委託料の執行残でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず収入、第1款第1項負担金、補正予定額マイナス1,900万円は、下水道工事に伴う工事負担金の工事量の減による減額でございます、第2項、企業債、補正予定額マイナス180万円は、耐震補強に伴う企業債の減額でございます、第3項、国庫補助金、補正予定額マイナス87万円は、耐震補強に伴う補助金確定に伴う減額でございます。

支出、第1款第1項改良費、補正予定額マイナス361万円は、下水道工事に伴う工事負担金の工事量の減による減額でございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億1,346万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

86ページをお願いします。

第4条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次に定めるところによる。起債の目的、水道事業債、限度額、820万円、起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書14ページをお願いいたします。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、監査委員の報酬について粕屋地区他市町との均衡をはかり引き上げを行うもので

あります。

16ページの新旧対象表で御説明いたします。

右側の改正前の別表、監査委員の年額報酬の額、識見を有する者34万円を、改正後は6万円引き上げまして、40万円に引き上げるものでございます、なお、議会選出の監査委員については、申しわけございませんが据え置きでございます。

15ページに戻っていただきまして、一番下の附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。印藤地域振興課理事。

○理事（地域振興課）（印藤 勝人） 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

提案理由としまして、市町村が直営により処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で規定しているため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

また、あわせまして、文言の訂正及び不要な文言の削除を行うものでございます。

現在、本町では、し尿または浄化槽汚泥の収集運搬については、町が許可する業者が利用者と直接契約することにより収集処理を行っており、町の直営及び委託による処理は行っておりません。地方自治法によりますと、許可制になると市町村の義務ではなく、市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできないことにより、別表一般廃棄物処理手数料のし尿の部分を削除するものでございます。

なお、料金については条例から削除いたしますが、かわりまして、町が発行します許可証に、許可条件として料金の明記を行いたいと考えております。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします、昼食休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます、よって、昼食休憩といたします。
再開を13時といたします。休憩に入ります。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書の21ページをお願いいたします。

議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例を提出するものでございます。

提案の内容は、消防団を中心とした、地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、この法律におきまして、地方公共団体は消防団員の待遇の改善を図るため、出動訓練その他の活動の実態に応じた適切な費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずることが義務づけられ、今回、消防団員の手当の改正を行うものでございます。

24ページの新旧対照表で説明いたします。

別表2で、出動訓練警戒手当の額を、1回につき2,800円から3,000円に200円の引き上げを行うものでございます。

22ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を提出するものでございます。

提案の内容は、先ほどの議案第11号と同様に、法律の公布により、地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、活動の実態に応じた適切な報酬の支給がなされるよう必要な措置を講ずることが義務づけられまして、今回、消防団員の退職報償金の改定を行うものであります。

28ページの新旧対照表で御説明いたします。

28ページ別表の退職報償金支給額表でございますが、表頭の勤務年数の左から1列目と2列目の、2年以上から5年未満の団長、副団長につきましては、2万円から4万円の引き上げ、3列目の5年以上10年未満の欄の一番下の欄の団員については、支給額を20万円、それ以外は一律5万円を引き上げることといたします。

なお、この退職報償金は、消防団員等退職報償金組合から支給されるものですが、町の負担であります掛金につきましては引き上げは行われず、現行どおり据え置きでございます。

26ページに戻っていただきまして、附則で第1項、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行する。第2項、経過措置として、改正後の条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例によるものでございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第13号

○議長（三角 良人）　日程第17、議案第13号　須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史）　29ページでございます。

議案第13号須恵町固定資産評価員の選任についてでございますが、須恵町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字旅石164番地8、氏名、大塚信夫、生年月日、昭和29年7月6日生まれ、59歳、任期、平成26年4月1日からということでございます。

提案理由といたしましては、現在の固定資産評価員であります稻永張美氏は、収入役当時からでございますが、この度副町長の任期が満了するために、平成26年3月31日をもって、後任について提案するものでございます。

経歴につきましては、次ページ、30ページに添付いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（三角 良人）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人）　御異議なしと認めます。よって、議案第13号須恵町固定資産評価員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

○議長（三角 良人）　日程第18、議案第14号平成26年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第19、議案第15号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第20、議案第16号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第21、議案第17号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、

日程第22、議案第18号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、
日程第23、議案第19号平成26年度須恵町水道事業会計予算の提出について、
以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第14号について、今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案第14号平成26年度須恵町一般会計予算の提出について、提案理由の説明をいたします。

別冊の平成26年度一般会計歳入歳出予算書をお願いいたします。

予算書の1ページでございます。

平成26年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億1,000万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明します。

第2条の地方債は、第2表地方債によって説明をいたします。

第3条の債務負担行為は、第3表債務負担行為によって説明をいたします。

第4条におきまして、一時借入金の借り入れの最高額を6億円と定めております。

第5条におきましては、歳出予算の流用について、同一款内における給料、職員手当等の人物費の各項の間の流用ができる旨の規定をいたしております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算ですが、町長の諸報告と一部重複する部分もございますが。

まず歳入でございますが、歳入の主な構成比対前年度比較を申し上げます。

1款町税は歳入全体の32.5%、対前年比5,990万円、2.4%の增收を見込んでおります。

2款地方消費税から10款交通安全対策特別交付金までは、平成26年度地方財政計画における対前年伸び率に基づいて計上いたしております。

その中で、6款地方消費税交付金は歳入全体の3.5%ですが、御存じのとおり4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられますが、その消費税率のうち地方消費税率については、1%から1.7%へ引き上げられることから、地方消費税交付金については、25年度の収入見込み額の25%増、対前年度予算比21.6%増で計上しております。

9款地方交付税は歳入全体の27.1%でございますが、平成26年度においては、地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する見込みであるため、地方財政対策において地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成25年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準が確保されたことから、当初予算において1.9%増を計上いたしております。

4ページ、13款国庫支出金は歳入の全体の12.1%ですが、児童手当、障がい者自立支援給付費等の国庫負担の増、それから町長報告にもありましたとおり、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の補助金2億円余りが含まれ、3億1,900万円、対前年比5割増近い交付が見込まれます。

14款県支出金は歳入の5.9%、これも国庫支出金同様、児童手当、障がい者自立支援給付費の県負担の増により、3.9%の増となります。

15款財産収入は0.6%ですが、昨年度不動産の売り払い収入1億3,800万円を当初予算から計上しておりましたが、26年度はそれがあれませんので減少しております。

17款繰入金につきましては歳入の5.2%、財政調整基金からの繰り入れを4億1,000万円、現時点で予定しております。

5ページ、20款町債、歳入の5.9%、17.3%の減でございます、地方交付税のところで述べました、地方の一般財源総額が相当程度確保されたことで、国と地方で折半する財源不足額が抑えられたため、折半の財源であります臨時財政対策債が4,000万円の減となっております。

以上が主な歳入でございますが、1款の町税から9款の地方交付税までの、いわゆる一般財源の割合は64.4%で、それ以外の財源、特に15款財産収入、17款繰入金の減少に伴い、総体的に前年度に比べ1.1ポイント、わずかでございますが高くなっています。

次に6ページ、歳出でございます。

まず、2款総務費は歳出全体の9.8%、22.1%の減でございますが、1項総務管理費について、庁舎の空調設備工事が終了しましたこと、25年度上げておりました水源涵養林用地取得費が落ちましたこと、それから歳入で申し上げました、不動産売り払い収入が26年度は予算に上がっておりませんので、その分の基金への積み立てが減りまして大幅な減となりました。

4項選挙費には、町長、町議補欠選挙費に1,050万円余りと、農業委員会委員選挙の費用を計上しております。

3款民生費は歳出全体の38.4%、5.3%の増加ですが、1項社会福祉費で臨時福祉給付金事業に1億5,800万円弱、2項児童福祉費の子育て世帯臨時特例給付金事業に4,250万円余り計上するほか、児童手当、障がい者福祉費が伸びを示しております。

4款衛生費は歳出全体の13.6%、1.3%の増ですが、2項清掃費で塵芥処理費がふえておりますが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金につきましては、2,260万円程度減少しております。

6款農林水産業費は歳出の2.3%、7.2%の増加ですが、1項農業費で農村環境整備事業費として水上ため池浚渫工事費等を計上しております。

7ページ、8款土木費、歳出の10.3%、8.1%の伸びでございますが、2項道路橋梁費に社会資本整備総合交付金を充当しての道路新設改良費や橋梁長寿命化事業に2億6,870万円、5項下水道費に公共下水道事業特別会計への繰出金2億9,200万円余りを計上しております。

9款消防費では、粕屋南部消防組合への負担金2億5,774万円、東部地域防災センターの整備費として2,300万円、小型動力ポンプ積載車の購入に1,760万円等を計上いたしております。

10款教育費、歳出の10.9%、5.5%の伸びでございますが、須恵中学校の校舎外壁改修と東中学校の大規模改修の設計費、それから南幼稚園の給食費、障がい児放課後対策への対応のためのまなビック教室の改修費などが、新たな財政需要でございます。

12款公債費は歳出の8.4%、0.8%の減でございますが、公債費につきましては、平成20年度以降連續で減少傾向でございます。

続きまして8ページ、第2表地方債でございますが、起債の目的、臨時財政対策債4億600万円、一般会計出資債590万円、道路改良事業債4,500万円、消防施設整備事業債1,320万円で、起債の方法は証書借り入れとし、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

次に9ページ、第3表債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項として、自治体クラウド基幹業務システム整備事業、期間、平成26年度から平成34年度まで、限度額5億4,300万円、これは、現在の電算システムであります業務システム再構築事業の契約期間が、27年9月末をもって終了しますので、その後の次期電算システムの導入の債務負担でございます、もちろん、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度を見据えたシステムの導入を行うものでございます。

それから戸籍システム機器リース、26年度から31年度まで2,400万円、第一小学校校舎耐震補強工事の監理業務委託及び工事費について、26年度から27年度まで合わせて9,670万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第15号及び議案第16号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 別冊の特別会計歳入歳出予算書1ページをお願いいたします。

議案第15号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億4,313万8,000円と定めるものでございます、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算により御説明をいたします。

次のページ、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税5億3,461万7,000円は、昨年の11月現在の被保険者数と平成24年中の所得により試算を行っております、対前年度比は3.4%の減となっております。

3款国庫支出金は、7億7,783万6,000円で、1項国庫負担金は国の補助率であります医療費の32%で計上し、2項国庫補助金は補助率9%で計上しております。

4款の療養給付費交付金は、退職者の医療に対し支払基金から交付されるものです。

5款の前期高齢者交付金は、支払基金からの算出基準により試算計上しております、前年度の比較で40%の増となっております。

6款1項県負担金は、歳出の高額医療費拠出金の額に補助率4分の1で計上し、2項の県補助金は医療費の9%の補助率で計上をいたしております。

7款1項の共同事業交付金は、30万円以上と80万円以上の高額な医療に対し、国保連合会より交付されるもので、国保連合会からの内示額により計上をいたしております。

8款繰入金は、法定内繰入金と3節の法定外繰入金の一般会計繰入金は、本年度財源不足分として1億7,492万5,000円を計上いたしております。

続きまして4ページ、歳出でございます。

1款総務費3,448万5,000円は、人件費とレセプト点検の委託料が主なものでございます。

2款保険給付費は、23億3,148万7,000円で、1項療養諸費、2項の高額療養費については、25年度の決算見込みの額で抑えて医療費を計上しております、予算総額に占める割合は69.1%となっております、3項出産育児諸費、4項葬祭諸費は、ともに50件分を計上しております。

3款の後期高齢者支援金と4款の前期高齢者納付金と6款の介護納付金は、支払基金からの算出基準により試算をし計上をしております。

7款共同事業拠出金は、国保連合会からの内示額で計上しております、前年度の比較では、1.8%の減となっております。

8款の保健事業費は、特定健診並びに特定保健指導が義務づけられており、主に健診委託料の計上でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

議案第16号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算でございます、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,669万円と定めるものでございます、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算により御説明をいたします。

55ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、広域連合が試算した内示額で計上しております、前年度の比較は2.5%の増となっております。

3款繰入金は、人件費と保険基盤安定繰入金の保険料軽減分を計上いたしております。

次のページの歳出でございますが、1款総務費は主に人件費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、2億5,442万9,000円は、歳入の1款保険料と3款の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第17号から議案第19号について、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の34ページでございます。

議案第17号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出についてでございます。

別冊の予算書の79ページをお願いいたします。

平成26年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億9,461万3,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。81ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、歳入の主なものは、1款分担金及び負担金1項負担金1,504万円、前年比4.5%の減は供用開始面積の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料2億854万4,000円、前年比10.1%の増は、前年度実績による増と消費税率改正に伴う増を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億6,600万円、前年比5.5%の減でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金2億9,225万8,000円、前年比1.8%の減でございます。2項基金繰入金2,486万1,000円、前年比5.1%の増。これは、22年度から25年度までの基金積み立てから当年度26年度の基金を繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税300万円、前年度実績によるものでございます。

8款町債1項町債4億8,490万円、前年比0.9%の増でございます。

82ページをお願いします。

歳出、主なものは、1款総務費1項総務管理費1億7,061万5,000円、前年比0.7%の増は、汚水処理量の増に伴う維持管理負担金の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費5億9,751万2,000円、前年比2.1%の減は、管渠築造工事等の減によるものでございます。

3款1項公債費4億2,548万6,000円、前年比5.0%の増は、償還元金の増によるものでございます。

83ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,670万円、次に、多々良川流域関連公共下水道分3億1,850万円、資本費平準化債公共下水道分6,770万円、資本費平準化債流域下水道分2,450万円、特別措置分4,750万円、起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

続きまして、議案書の35ページでございます。

議案第18号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出についてでございます。別冊の115ページをお願いします。

平成26年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,946万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

117ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、歳入、主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料712万4,000円、前年比33.8%の減です、これは、上の原処理区域が公共下水道へ切りかわることにより減額になるものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金5,143万1,000円、前年比12.1%の減でございます。

6款町債1項町債2,090万円、前年比6.1%の増でございます。

118ページをお願いします。

歳出、主なものは、1款総務費1項総務管理費54万6,000円、前年比11.7%の減でございます。

2款1項農業集落排水事業費1,509万8,000円、前年比38.7%の減でございます。これは、上の原処理場の公共下水道への切りかえによる、委託料及び工事請負費を前年度は計上しておりましたが、ことしありませんので、これによる減でございます。

3款1項公債費6,282万1,000円、前年比0.1%の増でございます。

119ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,090万円、起債の方

法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

続きまして、議案書の36ページでございます。

議案第19号平成26年度須恵町水道事業会計予算の提出についてでございます。

別冊の水道事業会計予算書のほう、薄いほうなんですが、予算書をお願いいたします。1ページでございます。

平成26年度須恵町水道事業会計予算。

第1条、平成26年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする、給水戸数9,982戸、前年比1.87%の増の見込みでございます、年間総給水量258万9,600立方メートル、前年に比べ微増の見込みでございます、年間有収水量243万1,635立方メートル、前年に比べ微増の見込みでございます、1日平均給水量7,094立方メートル、これも前年に比べ微増の見込みでございます。建設改良事業費3億2,265万円、前年に比べ68.5%の増、これは、配水施設及び浄水施設改良事業の増及び消費税率の改正に伴うものでございます。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益5億9,546万4,000円、前年比1.8%の増は、水道使用量の消費税率の改正に伴う増でございます。

支出、第1款水道事業費5億7,565万5,000円、前年比0.5%の減でございます、主なものは、営業費用の材料費等で、企業団水が増え、自己水源によるろ過が減ったことによるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入1億6,550万円、前年比154.6%の増、これは、浄水施設の耐震補強並びに緊急用連絡管実施設計に伴う、企業債借り入れ及び国庫補助金によるものでございます。

支出、第1款資本的支出3億9,321万9,000円、前年比51.0%の増、これは、配水施設改良費で工事量の増並びに浄水施設改良費で、耐震補強工事及び緊急用連絡管実施設計委託料等による増でございます、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,771万9,000円は、勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない、ということで、職員給与費8,890万8,000円、前年比2.7%の増は、人事異動によるものでございます。交際費10万円、前年度と同額でございます。

第6条、たな卸資産の購入限度額は500万円と定める、こちらも前年と同額でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第19号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第19号は、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月7日午前10時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午後1時40分散会
